

2024（令和6）年11月27日

新宿区公契約労働報酬等審議会
会長 松尾 紀良 様

新宿区公契約労働報酬等審議会委員
連合東京新宿地区協議会 八木 信男
全建総連東京都連新宿地区協議会東京土建新宿支部 角谷美樹

第3回 新宿区公契約労働報酬等審議会への意見書 2025（令和7）年度の労働報酬下限額等に関して

2024（令和6）年8月20日第1回新宿区労働報酬等審議会での資料説明及び、2025（令和7）年度労働報酬下限額の事務局案を受けて、2024（令和6）年12月11日第3回新宿区労働報酬等審議会に向けて、下記のとおり意見を申し上げます。

記

まず、昨年提出いたしました意見書や審議会の中で発言させていただいた意見に対し、今年度、1年はやめての労働環境モニタリング実施、複数年契約における毎年変更額の適用、委託契約における労働報酬下限額の業種分布のご提示、落札率の業種分布のご提示、都外区施設の労働報酬下限額の考え方の再検討、連帯責任条項及び職種別下限額について他自治体への聞き取りなど、ご対応いただきましたことに、お礼を申し上げます。

新宿区公契約条例第1条記載、公契約条例の目的は新宿区公共サービスの品質の確保、区民サービスの向上と地域経済活性化に向けて、労働報酬等審議会の“等”の部分に関しても中長期的な検討課題の審議を継続していただいていることに感謝し、意見を申し上げます。

1. 労働報酬下限額の具体的審議について（業務委託・指定管理）

（1）2024（令和6）年度事務局案1,445円について

東京都の最低賃金が10月1日から1,163円となる中、現時点では特別区人事委員会勧告に基づく行政職（二）の引き上げ額が確定していないとするものの、暫定値として行政職（一）と同額の引き上げ額（23,900円）と想定し、労働報酬下限額を算出したこと、昨年度同様に有給休暇取得日数（令和5年度新宿区職員の有給休暇平均取得日数16日）を考慮して労働報酬下限額を算出し、令和7年度の新宿区労働報酬下限額を今年度より200円高い1,445円としたことは妥当と考えます。

一方、引き続き物価高騰や、それに見合う実質賃金の引き上げの動きが社会全体として顕現している状況下、今後、下限報酬額決定について区が勘案する「その他の事情」として、こうした動きに対して追加で何らかの検討が求められる可能性も想定され、その対策として次年度に向けては、賞与（期末・勤勉手当）も計算式に反映させる等、区側がより情勢に適応した対応を取られることを望みます。

「新宿区労働報酬下限額設定にあたっての考え方」（根拠条文：新宿区公契約条例第8条第1項第2）で、「当該各号に定める額」（行政職給料表（二）高卒初任給）と「その他の事

情」のどちらか一方を基準とするものではなく、両方を勘案して定める、とされています。

今回の事務局案は、「当該各号に定める額」（行政職給料表（二）高卒初任給）を所定の計算式に当てはめて算出された金額となっております。今回の答申案の下限額として妥当であると考えますが、「その他の事情」との関係における考察も必要と思われま

「その他の事情」として勘案が必要な項目について（昨年度に引き続き項目例示）

①賞与勘案の必要性

区の非正規職員である会計年度任用職員に期末手当に加えて勤勉手当も支給される様になってい

ています。会計年度任用職員の求人募集でも、無資格可で年齢も経験も問わず、補助的労働者＝その職場における下限額で働く労働者に対して、賞与を含めた賃金計算となっています。（例）区立保育園給食調理の求人募集、時給換算1,614円

「業務委託等は、受注者が区の代わりに区の業務を行うものである」と定義されています。区の非正規職員で補助的作業従事者は、業務委託先の下限額議論に必要な一つの指標となるものと考えま

す。また、委託業務に関わる職種は、一般論として日雇い等であって賞与が支払われていないということは無く、ビルメンテナンスの業界では一般的に賞与も支給されているとも聞いてい

②民間賃金相場勘案の必要性

新宿ハローワーク求人票（※下記、直近9月分別紙資料ご参照）より、介護・一般事務・清掃の募集賃金額を見た場合、下記の表の様になっています。そこに、9月の金額なので当然に今年2024年10月最賃引き上げ額をプラスし、さらに次年度下限額議論なので当然に来年2025年10月最賃引き上げ予想分をプラスして見る必要があります。

職種	2024年9月求人賃金			(B)	(C)
	上限	下限	平均(A)	(A) + 2024年10月東京最賃50円	(B) + 2025年10月東京最賃想定分(4.99%)55円加算
介護サービス職業従事者	1,424	1,253	1,339	1,389	1,444
一般事務従事者	1,410	1,315	1,363	1,413	1,468
清掃従事者	1,292	1,283	1,288	1,338	1,393

③最低賃金次年度引き上げ率さらなる向上の可能性

東京都の最低賃金額はご提示いただいた資料の通りですが、前年との差額に率も上昇しており、物価高騰など社会情勢からも、来年さらなる上昇率となる可能性もあると予想されます。仮に、今年度の4.49%としても上昇額は55円となります。

発効年月	令和元年10月 2019年度	令和2年10月 2020年度	令和3年10月 2021年度	令和4年10月 2022年度	令和5年10月 2023年度	令和6年10月 2024年度
最低賃金 (1時間あたり)	1,013円	1,013円	1,041円	1,072円	1,113円	1,163円
前年との差額	+28円	±0円	+28円	+31円	+41円	+50円
前年比上昇率	102.84%	100.00%	102.76%	102.98%	103.82%	104.49%

④物価高騰勘案の必要性

総務省「2020年基準消費者物価指数 東京都区部2024年（令和6年）10月分（中旬速報値）」による、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数」（海外要因で変動する原油価格の影響を直接受けるガソリンや電気代などのエネルギーを除いたもの）前年同月比は1.8%となっています。

⑤サプライチェーンにおける「価格転嫁」の動向と自治体の対応の必要性

近年「春闘」において、政府・財界においてサプライチェーンにおける「価格転嫁」の必要性が叫ばれてきました。サプライチェーンとは製品が原材料から製造・輸送を経て消費者に届くまでの一連の流れを指しますが、日本社会における90年代からの低賃金構造・少子高齢化社会の到来に加えて、昨今の原材料費の高騰や労働力調達に関わるコストの上昇とが相まって、サプライチェーン内での適切な価格転嫁により賃金上昇・消費拡大へつなげていく切り札として経済対策の一つの柱に位置付けられております。

公共サービスを提供する側の自治体においても状況は同様と考えます。こうした「価格転嫁」の流れが起きている社会情勢の中にあつて、受注側として、公契約の対象となる民間事業者も同様な事情に置かれており、これに対して、発注側である区が積算額の見直し・上乘せをすることで適正な利益の確保と安定的なサービスの提供に資するための対応が求められているのではないのでしょうか。こうした点は「その他の事情」として勘案するに値すると考えます。

(2) 郊外施設協定（神奈川・山梨・長野）の労働報酬下限額について

勘案基準の抜本的な改善の案として、昨年意見書にて、新宿区内における業務委託・指定管理の労働報酬下限額と東京都最低賃金額との差額を当該郊外施設県の最低賃金に上乘せした額を労働報酬下限額として設定することを提案いたしました。

今回、事務局案では、差の“額”ではなく“率”で算出するご提案をいただいておりますこと、妥当であると考えます。

(3) 委託・指定管理 職種別の労働報酬下限額設定の必要性

この間、審議会や意見書において、新宿区においても人材確保の観点から職種別の労働報酬下限額を早期に設定すべきとの意見を述べさせていただいております。実際、今回区が行った他区への聞き取り調査においても、「職安の賃金を参照して下限額を設定している」「保育士については人材難であり職種別を導入すべきと判断した」の回答が示されています。これは、受託業者が区の発注する業務・事業に従事する民間労働者を確実に確保するために、それぞれの業種で市場価格に見合う必要な労賃を下限報酬額に設定するという自治体の配慮であり、公共サービスを着実に提供させようとする責務の表れだと考えます。

度々、政策的に重要な分野、区民サービスにおいて十分な質が提供されていないと思われる分野を検討して対応するのはどうかという提起をしてきましたが、例えば今年の放課後児童クラブにおいて明らかになった契約違反の事例などは今後対応策として取り上げるべき分野ではないのでしょうか。また最近では、特別区全体において清掃事業の従事する労働者の確保が困難さを増していることから、先ごろ連合東京より特別区区長会に必要な対応を求めるとの要請が行われるなどの事例もありました。こうした事情から鑑みると、区内の委託清掃事業やビルメンテナンス関係においても労働力の確保が厳しい現状が想定されます。

令和7年度の下限報酬額を検討する今年度の審議の過程において改めてこうした案件を取り上げ、当該職種の業者へ意見聴取をするなど、今後の職種別労働報酬下限額の設定に向け

た取り組みを始める契機とする必要があると思います。

今回ご提示いただきました資料「令和5年度委託契約における労働報酬下限額の業種の分布」をより、精査・分析していくと、一定の傾向が見えて来るものと考えられます。

また、職種別の下限額を検討する際、警備等では、国交省の「建築保全業務労務単価」を基準として用いることの検討が必要だと考えます。

千代田区では、「警備員」「保全管理員」で採用し、「建築保全業務労務単価」の90%となっています。

※国交省作成の「建築保全業務労務単価」は、国・都道府県のみならず、市区町村においても、積算に使用するべき旨、厚生労働省が通知を行っております。

2. 工事に関する検討課題について

(1) 工事 建設現場従事労働者の賃金相場と設計労務単価との開きについて

日本の建設産業は、重層下請構造により、労働者の賃金を含む就労実態を把握しづらい状況にあります。建設現場従事者を多く組織している全建総連東京都連が毎年行っている賃金調査結果（全有効回答数1万超）で、日給月払い労働者の日給は1万円代後半が多く、微増はあるものの平均日給額が18,134円に留まっています。設計労務単価との差額が1万円前後もあるという傾向が続いています。

別紙、公契約条例対象の工事現場における匿名任意の賃金など聞き取りアンケート（2023年6月～2024年10月）の実例からも、建設業では、全体の傾向として労働報酬下限額（設計労務単価の9割）を下回っている労働者が一定存在することが伺えます。

また、昨年夏のアンケート結果（労働者向け）で、労働報酬下限額以上の報酬の受け取りについて「受け取っていない」「わからない」「未回答」の合計が10.5%あります。

さらに、公契約条例についての意見や要望の問いに対して、工事の労働者から「実際のところ、労働報酬下限額以下の報酬で雇用されている人が多数いると思う。若い人材を確保するためには、そのようなことがないような業界にしていかなければならないと思う」という意見が出されています。

以上のことから、第2回審議会資料4の3ページ【参考2】の集計表の結果（令和6年前半）について。

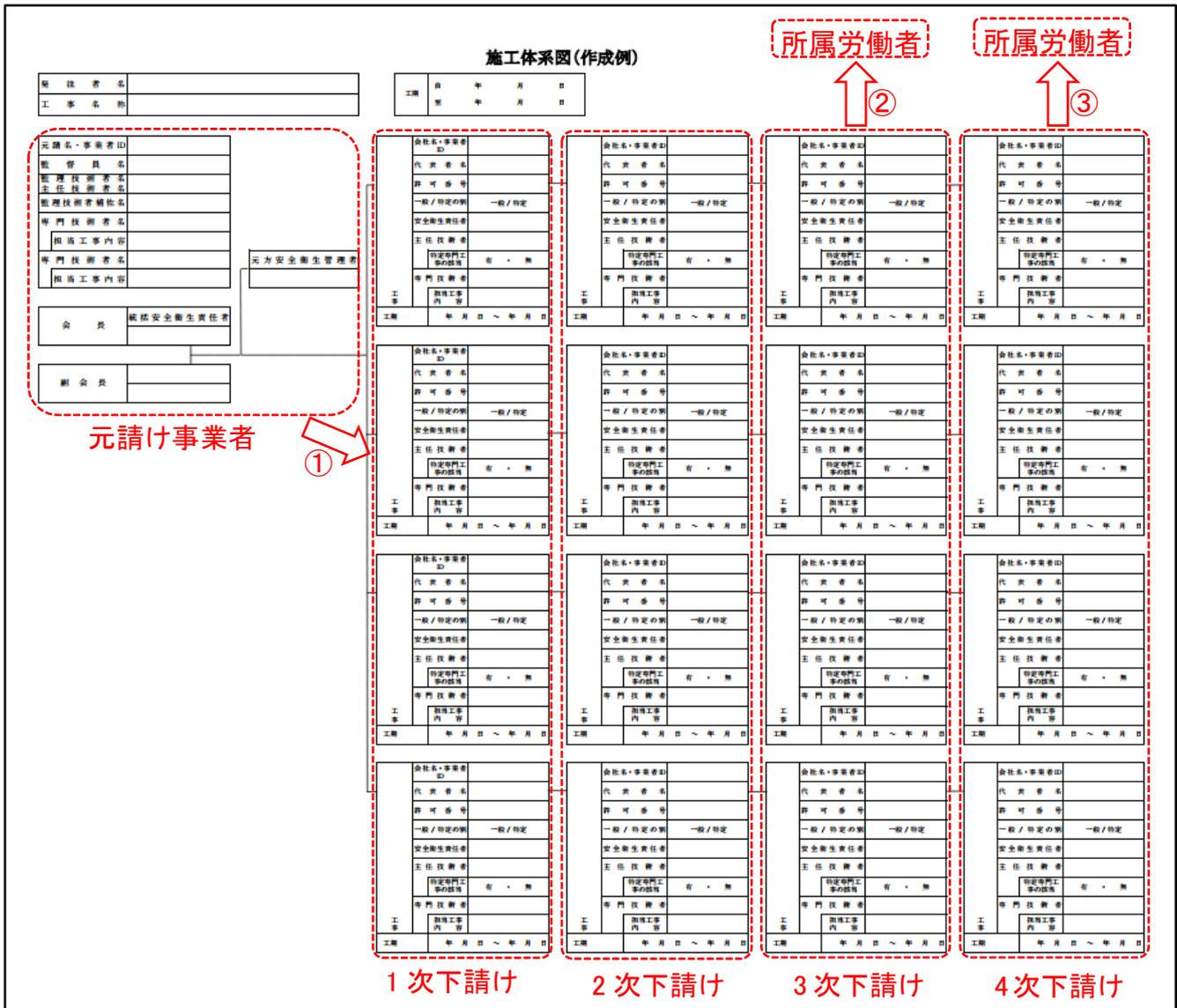
最終的に現場に従事する労働者に支払われる最低報酬額が、全体の77.1%が設計労務単価の95%を超え、100%が設計労務単価の90%を超えているという事は、想像し難いと考えます。

この数字は、受注者が、契約後から業務履行1ヶ月前までの期間に、区に提出する「労働環境確認報告書」の(四)「労働者の報酬額について」の「最低の報酬額（最低賃金）」の額を集計したものです。現状では、工事の元請け企業が、工事開始の1ヶ月以上前に、下請け企業・孫請け企業の雇用労働者の最低賃金額を記載して提出する流れになっています。

回答している元請事業者に、下記の様な誤解が生じている可能性が考えられます。

集計表の結果では、元請事業者が、（誤解が生じている可能性）最終的に現場に従事する労働者に支払われる最低報酬額（下図の⇒②や③）ではなく、元請事業者が1次下請け事業

者に払っている人工単価（下図の⇒①）が記載されているのではないかと推察されます。



そこで、この「労働環境確認報告書」(四)「労働者の報酬額について」のページのみ工事の前ではなく後に提出してもらうように変更することで、事務局の負担なく一定の改善が得られるものと考えます。

(2) 工事 建設産業特有の諸問題を加味した上での実態把握の必要性

建設業は、重層下請け構造の中で、労働者の雇用や賃金が守られていないという実態が長年続いており、業界も国交省も問題視しています。

全国的に、地域の建設産業が健全に存在していることは、自然災害等の対応の点などからも見直されており、産業の担い手不足（若手入職者の減少と高齢化）の点を含めて、政（国交省）・労（全建総連）・使（建設企業や団体）が一丸となって、諸課題に取り組んでいるところです。

建設業の就労者数は、2012年時503万人から2023年時483万人と減少をしています。その中で65歳以上の高齢者は同時期47万人から81万人へと倍近く増え、引退せずに現場に留まって産業を支えている状態にあります。ただ、10年後はどうなるのかという課題があります。外国人技能実習制度は育成就労に改正されますが、永住権の取り消し規定の存在などもあり、日本人の若手育成が重要であることには変わりはありません。

働き方改革は、今年度から建設業も全面適用され、いわゆる土曜日問題（日本の建設現場は歴史的に月曜から土曜日まで週6日間稼働）が焦点となり、建設現場を土日閉所にするためには、日給月払い労働者にとって土曜日は平日の単価が20%引き上げという対策がとられない限り、生活に直結する収入減になっています。

そんな中、全建総連が取り組んだ「持続可能な建設業の実現に向けた100万人国会請願署名」は、参議院で全会一致採択され、同時に建設業担い手3法（公共工物品質確保法・建設業法・公共工事入札適正化法）が改正されました。

改正では、国交省の中央建設業審議会が「標準労務費」を作成・勧告し、著しく低い労務費等による見積・契約を禁止するとしています。

よって、新宿区発注の建設工事においても、賃金実態把握において、労働報酬下限額と併せて注視しチェックしていく必要があります。

次年度予定の労働環境モニタリング実施前に、社労士会の方々と工事関係審議委員（労・使）で建設業の特殊性や課題について懇談の場を設けていただければと思います。

また、日野市が審議会として行っている公契約適用工事現場訪問ヒアリングを行う事も、有効かと思われますので、実施の具体化検討をお願いします。

（3）工事 未熟練工等の労働報酬下限額について

未熟練工（受注者との合意の下、見習い・手元等の労働者）、年金等の受給のために賃金を調整している労働者、以下「未熟練工等」について、在職老齢年金の支給停止限度額（年金額と賃金報酬等の合計）が50万円に引き上げられる中、年金等の受給のために賃金を調整している労働者は想定が少なく、この規定は、若年層の新規入職者に照準を当てて検討してよいものと考えられます。

また、この規定は「各職の専門の職人の補助的作業・手伝いを行う作業員」定義されており、若年層の新規入職者は、入職の時点から各職の熟練工をめざして日々建設に入場しています。鳶工、型枠大工、左官、塗装工など、未熟練工であっても肉体労働で高所作業等を伴いながら各職の技能習得を志す者です。

現在の基準は、東京都設計労務単価“軽作業員”の70%となっていますが、再検討が必要と考えます。

軽作業員の作業内容は、草むしりや軽易な散水や現場内の軽易な小運搬など主として人力による軽易な補助作業を行う者とされています。

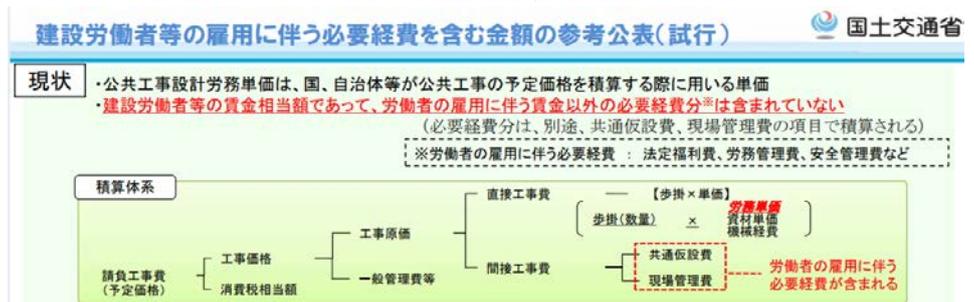
本来、各職の70%等の再検討が必要かと思いますが、現状との開きが大きいため、せめて普通作業員の70%に改善をする必要があろうかと考えます。

特に今回委託の労働報酬下限額次年度案が1,445円に引き上がっているところ、猛暑・極寒の建設工事現場の下限額労働者との差が少なすぎ、実態の相場はもっと支払われているとすればこの下限額設定が機能してない可能性があるものと考えられます。

（4）工事 建設産業特有の実態にも配慮し本来必要な経費を含む積算の必要性

国交省が「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係を明示し、下記注意喚起を行っています。

公共工事設計労務単価は労働者本人が受け取るべき賃金であり、雇用に伴う必要経費（法定福利費・安全管理費等）は含まれておらず労務



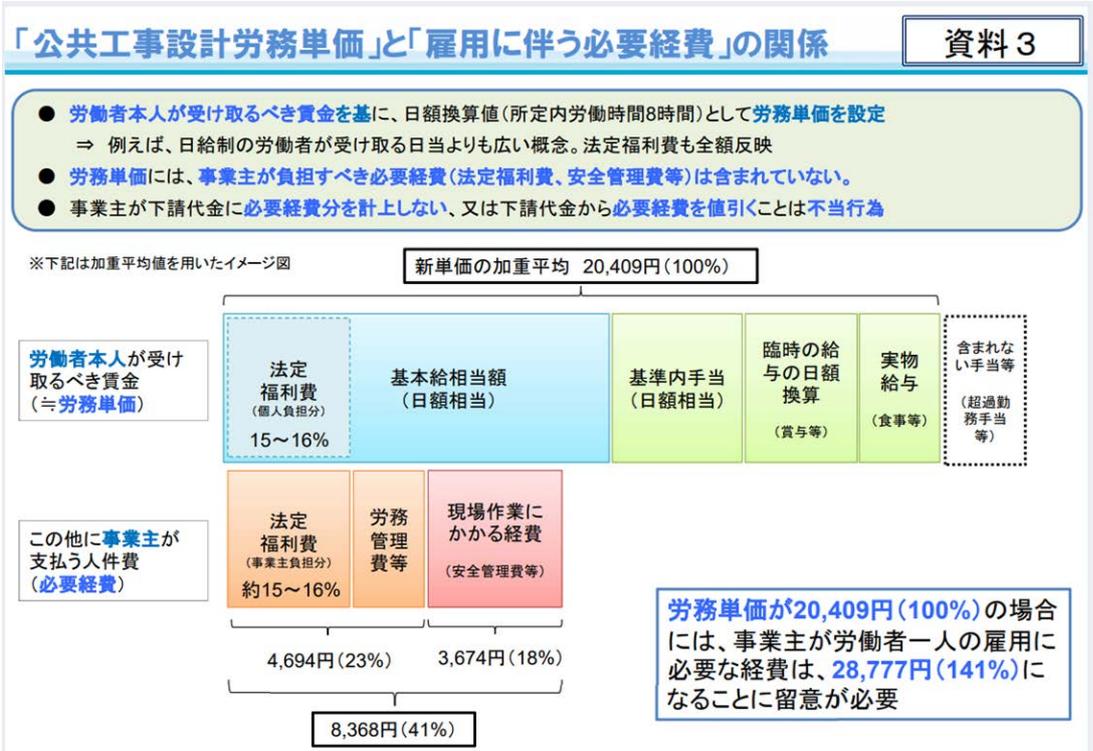
単価の41%必要であると明示しています。

さらに、今年4月から建設業にも時間外労働の上限規制が適用され、土曜閉所などの対応が迫られています。

公共工事の積算は、国交省の例示等により体系化されており、落札率が低ければ低いほど、本来必要と想定されていた必要経費が確保されない状態となり、事業者の負担及び労働者へのしわ寄せとなる可能性が高まります。

新宿区の公契約条例対象工事の平均落札率は89.08%と比較的低い状況にあります。

総合的に、受注事業者と各下請事業者が、一定の利潤を確保でき、事業者が労働者に対して適正な労働報酬の支払い及び雇用に伴う必要経費負担がきちんと行えるだけの十分な発注金額が確保される様に対策（積算・入札制度・契約）をお願いします。



3. 令和6年度公契約条例アンケートについて

今後の新宿区公契約条例の実効性を検証していくための重要な取り組みです。具体的なスケジュールを設定して、アンケート内容の改善、審議会での検証を進めていくべきと考えます。その為には審議会の、予算編成時期にとらわれない通年開催など開催形態の検討も必要と考えます。

昨年・一昨年の労働者むけアンケートは1事業者の人数を5人と限定されていました。

他の自治体の様に、実態把握のためには、1つでも多くの回答を得ることを目指すべきです。

世田谷区では、区と契約の事業者及び下請事業者、その公契約業務に従事する労働者、全てを対象として、今期12月に実施されます。紙のアンケートは無しで電子メール等でURLと二次元コードを配布し、スマホやPCで入力してもらい、集計作業を要しない手法です。

また、日野市では、実態把握のためだけではなく、公契約条例を当該労働者に知ってもらうことも目的として、今期取り組んでいてフローチャートも参考になります。※別紙

4. 審議会の運用及びその他について

(1) 審議会の開催時期について

下限額議論にあたって、行政職給料表 (二) 高卒初任給が確定する時期が11月下旬であ

るものの、区の各部署での次年度予算組みの作業は夏から10月にかけて行われているところ、各自治体でも審議会日程調整には苦慮されていることと思われませんが、都度検討に余地があるものと考えられます。

(2) 新宿区公契約条例の型（分類タイプ）について

各自治体で順次広がっている公契約条例の分類における新宿区公契約条例の型（タイプ）について、審議会において共通認識とし、今後の検討課題とすることを提案いたします。

【参考】※詳細は2022年第1回審議会内古川景一弁護士学習講演資料の解説ご参照

公契約条例の型の分類				自治体名	
理念型	労務報酬下限額の定めなし			葛飾区・尼崎市・長野県など	
賃金条項型	労務報酬下限額の定めあり	行政指導型	労働者の賃金請求権が発生しない	世田谷区 新宿区 草加市など	
		受注者の賃金支払い義務発生型	労働者の賃金請求権が発生する	公権力規制型	野田市(制定当時)・渋谷区(?)
				ILO条約型	パリ市・川崎市・多摩市・足立区・直方市・目黒区・杉並区・日野市など

千代田区
施行規則
で転換

新宿区公契約条例の目的を実現するために、現在の行政指導型からILO条約型へ転換する必要性をあらためて提起いたします。

現状では、労働者の賃金が労働報酬下限額を下回った場合の差額請求権や、元請受注者の連帯責任が、明記されていないため、ダンピング受注を行おうとする事業者を排除できず、公共工事や公共サービスの質の確保を担保できている状態であるとは、必ずしも言えません。加えて、今年度は国土交通省が建設業界特有の多重下請け構造の適正化に向けた取り組みを近くまとめる政府の経済対策に盛り込む方針を示すなど、建設労働者の賃金引上げ・労働力確保への政策が国によって本格的に取り上げられる段階に入りつつあり、今後は発注者である自治体の取り組みも問われる事態となりつつあります。

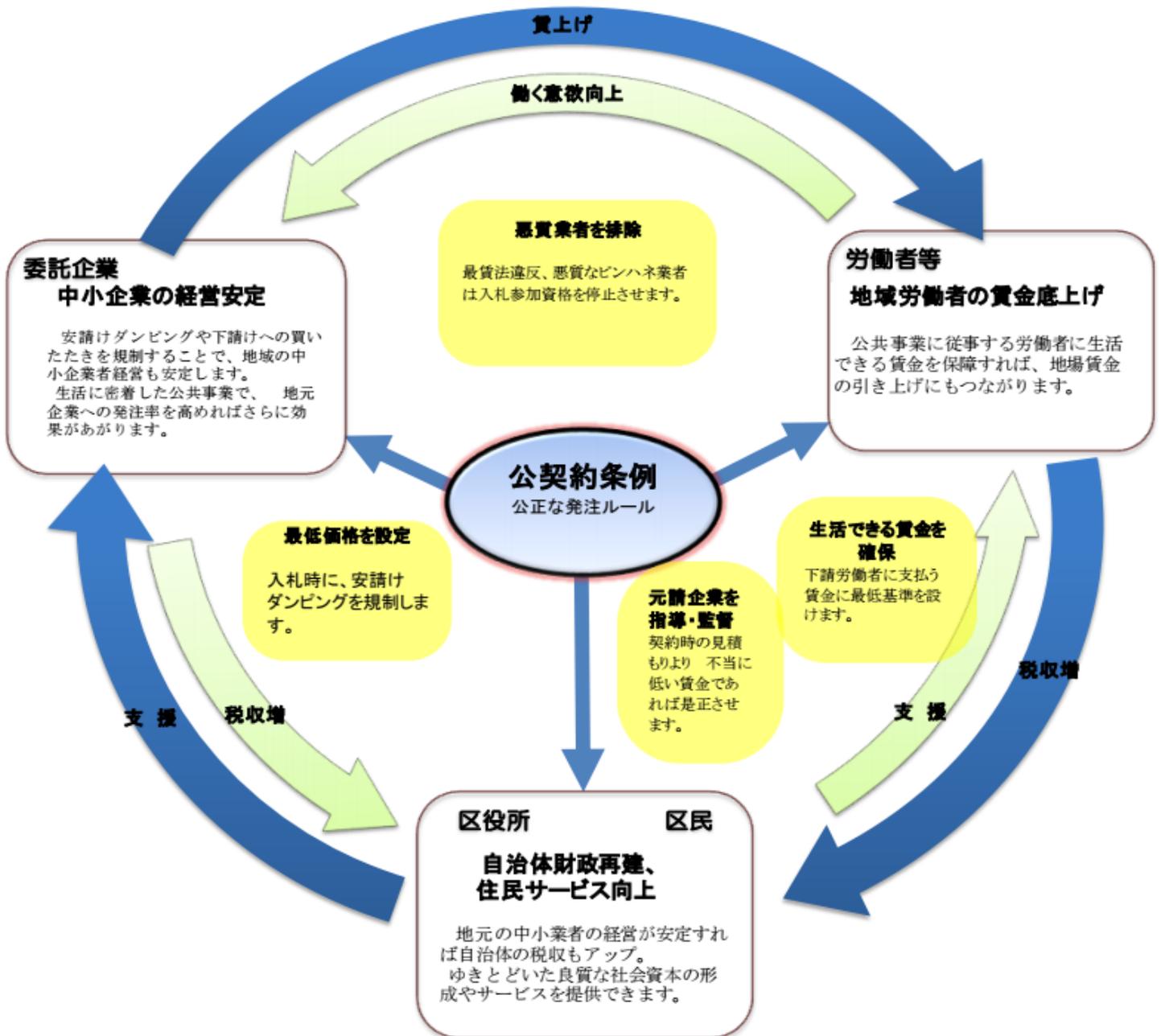
新宿区においては現在労働環境モニタリング調査を開始するなど、既に検討が始まっているとの認識は区と共有しておりますが、行政指導型からILO条約型への転換は、手法が施行規則の改定か条例そのものの改定かにせよ、何らかの対応が喫緊に必要なものと思われれます。次年度での対応を含めスケジュール感をもって準備すべきと考えます。

新宿区の条例は、連帯責任条項（労働報酬下限額を下回っている場合の受注者による差額支払い義務）の無い行政指導型です。千代田区の条例は、同様の行政指導型でスタートしましたが、施行規則に契約上受注企業に連帯責任を課す条項を取り入れることにより、ILO型になりました。

行政指導型を施行規則によってILO条約型へ転換した千代田区や、行政指導型でありながら実態把握や入札制度改善を含めた総合的な取り組みを丁寧に行っている世田谷区を参考に、条例の実行性を高める改善策について検討することを提案いたします。

最後に、新宿区公契約条例の目的である「公契約の公平かつ公正な入札制度、労働者等の適正な労働環境を確保することにより、適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって区民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与する」の実現のために、引き続き当審議会において建設的かつ丁寧な議論を重ねていくことをお願いし、意見といたします。

【参考】「千代田区公契約条例の手引」より **公契約条例による効果のイメージ**

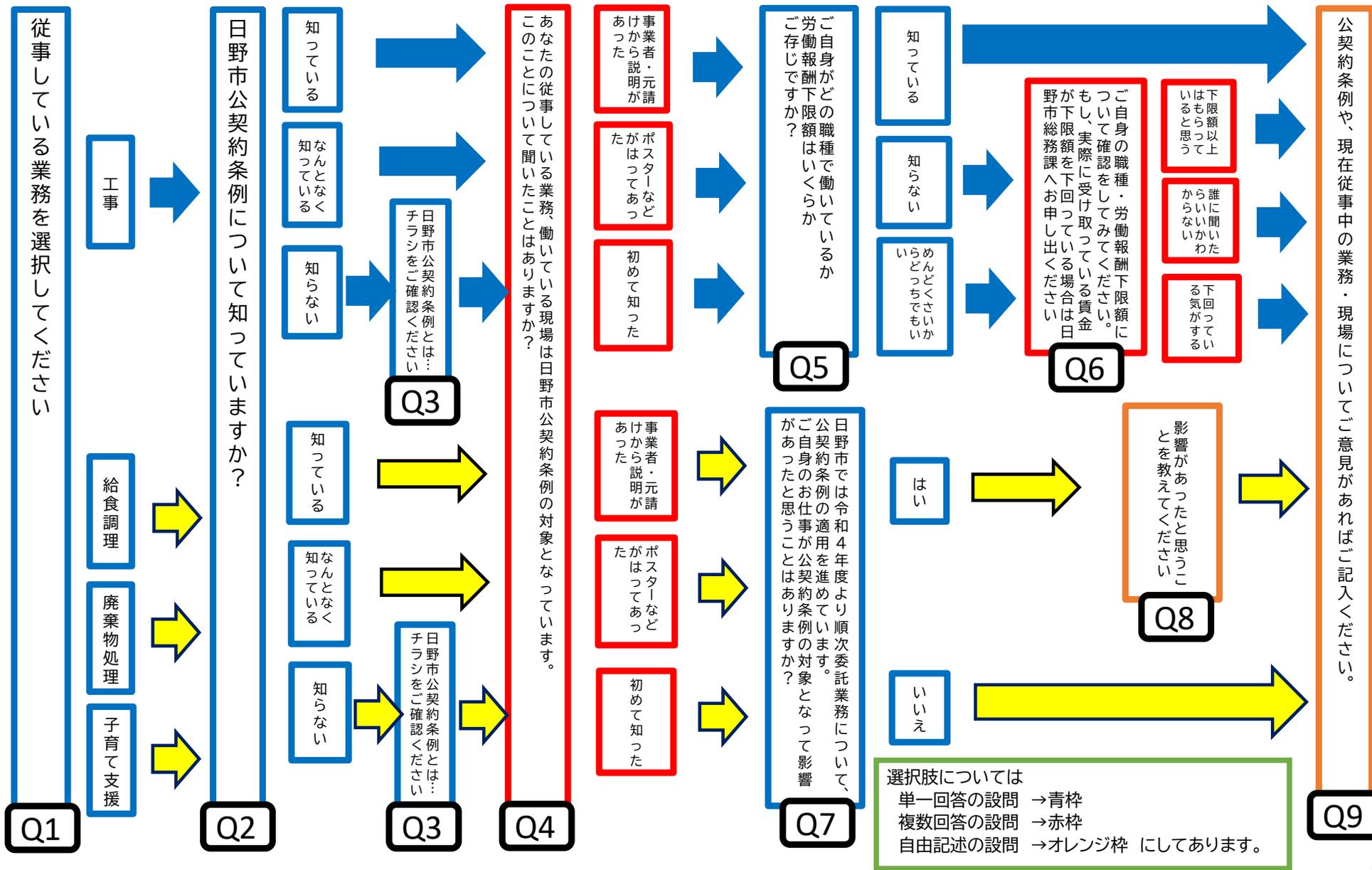


新宿区発注 公契約条例適用対象 建設工事現場 アンケート 集計表

No.	日付	職種	年齢(才)	経験年数(年)	請負回数	階層	賃金日額(円)	労働報酬下限額(東京都設計労務の9割)	設計労務単価該当職種	月収(万)	ここ半年の賃金傾向上昇	CCUS		建設労組加入状況	通勤時間	社保加入	ご意見・ご要望
						事業主一人親方労働者						登録有無	使用有無				
1	6月26日	雑工	60	3	1次	労働者	10,000~12,000	15,120	軽作業員		下降	無	無	未加入	1		江東区通勤 明日は別の現場。顔認証で現場入場していない
2	6月26日	ガードマン	60代	20	1次	労働者	10,000~12,000	13,950	交通誘導警備員B			有				加入	
3	6月26日	とび	59	30	1次	労働者	16,000~18,000	26,910	とび工		横ばい			未加入		加入	設計労務単価上昇知らない。トイレ、AC有
4	6月26日	とび	60以上	31~35	1次	労働者	16,000~18,000	26,910	とび工					加入			設計労務単価が上がっていることは知っている。社保未加入。土曜休み無
5	6月26日	とび	32	6~10	2次	労働者	14,000~16,000	26,910	とび工		横ばい						賃金上がらない「(設計労務単価を指さして)こんなにもらえたら大金持ちや！」
6	6月26日	とび	23	5	2次	労働者	12,000~14,000	26,910	とび工		横ばい			未加入			賃金上がらない「(設計労務単価を指さして)こんな金額あり得ない、ほんとに元請けは貰ってるの？」
7	6月26日	鉄筋	50	30	2次	労働者 職長	24,000	26,100	鉄筋工							加入	社保加入。とくに不満無し。
8	6月26日	現場監督	50	6~10	1次	労働者											
9	6月26日																入場時の顔認証のシステムはBUILDEE BANKEN FACE
10	6月26日																建退協無し？
11	7月20日	土木	50	6~10		労働者	10,000~12,000	21,510	普通作業員		横ばい	無		未加入	1		
12	7月20日	土木	30	6~10	2次	労働者	10,000~12,000	21,510	普通作業員			有		未加入		加入	
13	7月20日	土木	40	6~10	2次	労働者	10,000~12,000	21,510	普通作業員			無		未加入		加入	
14	8月23日	鉄筋	30	15		労働者	12,000~14,000	26,100	鉄筋工			有	有				
15	8月23日	鉄筋	20	1		労働者	10,000以下	26,100	鉄筋工								
16	8月23日	鉄筋	30	1		労働者		26,100	鉄筋工								
17	8月23日	隅出し手元	30	2		労働者											
18	8月23日	型枠	20	11	1次	労働者	16,000~18,000	24,750	型枠工		上昇				40分		外国人が多い、みんな一生懸命だが、運転などは日本人がやるので、負担が大きく人手不足を感じる
19	8月23日	土木	40	10	2次	労働者	10,000以下	21,510	普通作業員								
20	8月23日	土木	70	30	2次	労働者	9,000	21,510	普通作業員						1.5		
21	8月23日	とび	20	5		労働者	12,000~14,000	26,910	とび工								
22	8月23日	とび	30	5		労働者	12,000~14,000	26,910	とび工			有	有				区の発注現場であることを知らなかった
23	9月26日	土木	49	20	2次	労働者	12,500	21,510	普通作業員		横ばい			未加入	1		区の発注現場であることを知らなかった
24	9月26日	土木	63	9	2次	労働者	12,000~14,000	21,510	普通作業員	25	横ばい			未加入	1		区の発注現場であることを知らなかった
25	10月24日	土木	65	5	2次	労働者	15,000~18,000	21,510	普通作業員			有		未加入			区の発注現場であることを知らなかった
26	10月24日	電気 設備	40		元請	労働者	下限超	25,920	電工			有	有				電気関係で特別な立場であるので当然区の発注現場であることを知っている
27	11月24日	土木	60	30		労働者	12,000~14,000	21,510	普通作業員								「現場は厳しいから若い人は入ってこないよ」
28	11月24日	土木	40	22	2次	労働者	13,000	21,510	普通作業員			有	有				普段は解体工(解体工は1.6位貰っている) 兄弟で手伝いできている 区の発注減であることを新規入場の際に言われたが、9割単価を言われていない
29	11月24日	土木	47	10	2次	労働者	10,000	21,510	普通作業員	25	横ばい	有	有	未加入	30		ここは入場にビルディー使用
30	12月18日	土木						21,510	普通作業員								
31	12月18日	解体工						24,750	型わく工								
32	1月19日	型枠	64	35	2次	労働者	15,000	24,750	型わく工								「こんなにもらえるわけないでしょ」
33	1月19日	型枠	60	35	2次	労働者	15,000	24,750	型わく工								「道具も買えないくらいなんだから」

No.	日付	職種	年齢(才)	経験年数(年)	請負回数	階層	賃金日額(円)	労働報酬下限額(東京都設計労務の9割)	設計労務単価該当職種	月収(万)	ここ半年の賃金傾向上昇	CCUS		建設労組加入状況	通勤時間	社保加入	ご意見・ご要望
						事業主一人親方労働者						登録有無	使用有無				
34	1月19日	ガードマン	60代	20	1次	労働者	13,000	13,950	交通誘導警備員B								6/26にとったガードマンの方。賃金1000円ほど上がった
35	2月26日	左官(コンクリ土間打ち)	24	4	2次	労働者	10,000	26,550	左官			無	無	未加入	1		インドネシアから、語学学習は独学で向上、会社の車で1時間ほどかけて通勤
36	2月26日	型枠	32	9	2次	労働者	12,000~14,000	24,750	型わく工			無	無	未加入			
37	3月22日	解体工	30	10	2次	労働者	24,000	24,570	はつり工		横ばい			未加入	1		
38	3月22日	はつり	27	3	3次	労働者	14,000	24,570	はつり工		上昇	有			1		
39	3月22日	土工	60	15	2次	労働者	10,000	21,510	普通作業員		上昇	無		未加入	45		月に15日から多くて25日、15日前後の月の方が多い
40	3月22日	電工	29	10	2次	労働者	24,000	25,920	電工	50くらい	横ばい	有		加入	1		この現場ではないが、トイレ少ない現場がある。アンケートで賃金上がるなら頑張ってる欲しい
41	3月22日	型枠大工	30	10	2次	労働者	24,000	24,750	型わく工	50	横ばい			加入			土建に入っている。応援できているから余計なことは言えないよ、迷惑掛かっちゃうから
42	5月23日	型枠大工	62	30		労働者	16,000~18,000	27,000	型わく工								
43	5月23日	鉄筋	20代	3		労働者	10,000	27,810	鉄筋工		横ばい						
44	5月23日	土工	50代	21~25	2次	労働者	10,000~12,000	22,860	普通作業員			無			1	0	江戸川 特に現場は問題ない
45	5月23日	設備	40	15	2次	労働者	10,000~12,000	24,300	配管工			有	有				ビルディで顔認証 特に現場は問題ない。公契約の説明はされていない。朝礼は8:00~
46	5月23日	土工	31	1.1年		労働者	10,000	22,860	普通作業員			有		未加入	1		
47	5月23日	大工	25	2		労働者		25,920	大工	20		無		加入	1		組合(らいサポート)には入っている
48	5月23日	鉄筋	60	35	1次	労働者	15,000	27,810	鉄筋工			有		未加入	1		
49	5月23日	左官	40代	7			14,000~16,000	27,720	左官								
50	5月23日	左官	50	7			14,000~16,000	27,720	左官		横ばい						
51	5月23日																現場は特に問題は無い
52	6月26日	大工	78	50		労働者	18,000~20,000	25,920	大工		横ばい	有	有	加入	2		
53	6月26日	左官	66		設備のJV 1次佐	労働者	20,000(16,000)	27,720	左官			無					CCUSを知らない ビルディで入っている
54	6月26日	設備	54	20	機械のJV	事業主	18,000~20,000	24,300	配管工								ゼネコンはサブコン⇒2次⇒3次。この現場は人工請。 CCUS⇒ビルディ
55	6月26日	墨出し(型枠?測量?)	46	27	1次	労働者	20,000	22,860	普通作業員								公契約現場であることを知らない。今日は1次会社のスポットで手伝い
56	6月26日	設備	50代	20以上	械のJVの	労働者	20,000	24,300	配管工			有	有		1		公契約現場であることを知らない。CCUS⇒ビルディで入所
57	6月26日	墨出し(型枠?測量?)	40代			労働者	150,000	22,860	普通作業員								公契約現場であることを知らない。「表の金額が下までくわけないじゃん」
58	6月26日	型枠大工	70代	50年以上	不明 2次	労働者	20,000	27,000	型わく工	日から2	横ばい	有	有		行きは2、帰りは3		応援(1週間位)前は神奈川土建にいた。詰所、トイレ、エレベーター等、何も問題は無い現場。どこの現場もそうだけど、数年前から、ごみはみんな各自持ち帰り。CCUS使っている。公契約現場であることを知っている。説明も受けている。
59	6月26日	鉄筋	38	16	1次	労働者	180,000	27,810	鉄筋工	25日	横ばい	有		未加入	車で1	入(国)	
60	6月26日	左官	46	10	1次	労働者	160,000	27,720	左官	40	上昇	無		未加入	車で1	加入	公契約現場であることを知っている。説明も受けている。
61	7月22日	鉄骨	30			労働者		27,810	鉄骨工	14					車で1		所属先 社保加入してるか分からない
62	7月22日	警備員	70	20		労働者	9,500~11,500	14,940	交通誘導警備員B	25	上昇						
63	7月22日	電気	40	20		労働者	160,000	27,090	電工			有	有			1	設計労務単価知らない 公契約現場であることを知っている、説明されている
64	7月22日	はつり	47	21	2次	労働者	160,000	25,740	はつり工	42	横ばい	有	有		40分	1	設計労務単価知っている 公契約現場であることを知っている、説明されている
65	7月22日	土木	23	4	1次	労働者	15,500	22,860	普通作業員	20日	横ばい	有	無		40分	1	設計労務単価知らない 公契約現場であることを知っている、説明されている
66	7月22日	とび	34	5		労働者	11,000	28,080	とび工	23~4	横ばい	有	有	加入		1	
67	7月22日	土木				労働者	10,000	22,860	普通作業員								
68	7月22日	左官	40	8		労働者	16,000	27,720	左官		横ばい	有		加入	1.5	1	外注 入場にはビルディを使っている

No.	日付	職種	年齢(才)	経歴年数(年)	請負回数	階層	賃金日額(円)	労働報酬下限額(東京都設計労務の9割)	設計労務単価該当職種	月収(万)	ここ半年の賃金傾向上昇	CCUS		建設労組加入状況	通勤時間	社保加入	ご意見・ご要望	
						事業主一人親方労働者						登録有無	使用有無					
69	7月22日	電気工事				労働者		27,090	電工	14						車で未加入		
70	7月22日	土工	66			労働者	14,000	22,860	普通作業員		横ばい						中野支部	
71	7月22日	大工・解体	21	2		労働者	10,000	25,920	大工	13	横ばい			埼玉からのり	不明		設計労務単価知らない 公契約現場であること知らない CCUSを知らない	
72	7月22日	雑工	64	15	1次	労働者	15,000	15,840	軽作業員	30	上昇	無	有	電車で30	1		設計労務単価知らない 公契約現場であること知らない	
73	7月22日	電工	70	40		労働者		27,090	電工					加入			組合入っている	
74	7月22日	鉄骨	49	23	2次	労働者	20,000	27,810	鉄筋工	40	横ばい	無			車で1れか		公契約現場であること知らない	
75	7月22日	とび				労働者		28,080	とび工							横浜から車	未加入 (賃金ボードを指さして)「こんな貰ってるわけないでしょ!」土建さんしてるよ	
76	7月22日	電工	51	1		労働者		27,090	電工								公契約現場であること知らない CCUSを知らない	
77	7月22日	クレーン				労働者		25,470	特殊作業員									
78	8月27日	鉄筋	34	16	2次	労働者	20,000	27,810	鉄筋工	25	横ばい	有	有		1	1	設計労務単価知っている 公契約現場であること知っている	
79	8月27日	型枠大工	20代	1		労働者	12,000	27,000	型わく工								社員なのでもらっている	
80	8月27日	型枠大工	20代			労働者	12,000	27,000	型わく工									
81	8月27日	配管				社員		24,300	配管工									
82	8月27日	左官	47	10		労働者	16,000	27,720	左官		横ばい						斉藤工業 CCUSを知らない	
83	8月27日	左官	66	30		労働者	25,000	27,720	左官		横ばい						斉藤工業 CCUSを知らない	
84	8月27日	内装工事業 ボード				労働者	18,000	28,170	内装工		横ばい	有				1	千葉土建「給与は30年以上横ばい。一人親方だったけど最近会社に所属した。この現場くらいの規模ではあまりないけど、労災隠しは当たり前、大手になるほどあるよ」 CCUSは手続き中	
85	8月27日	鉄筋工	41	20	2次	労働者	20,000	27,810	鉄筋工	46						25		
86	8月27日	電工				現場監督	25,000	27,090	電工									「アンケートせずともみんな貰っていますよ。こんなことをやられるのは迷惑です」
87	8月27日	左官	50	25	2次	一人親方	25,000	27,720	左官	50	横ばい	無	無	未加入	1時間50		設計労務単価知っている 公契約現場であること知っている	
88	8月27日	左官	61	20	3次	労働者	15,000	27,720	左官	25	横ばい			未加入	2		設計労務単価知らない 公契約現場であること知っている	
89	9月20日	電気工事	60	15	3次	事業主	24,000	27,090	電工	60		有	無	加入		30	公契約現場であることを知っている。世田谷支部所属、暑い以外ない	
90	9月20日	設備	30	10	3次	一人親方	17,000	24,300	配管工	40		有	無	未加入		30	公契約現場であることを知らない。	
91	9月20日	雑工	70	40		労働者	10,000	15,840	軽作業員		横ばい	無					公契約であることを知らない。現場に入ってまだ数日 よくわからない	
92	9月20日	研り工	26	5		労働者	12,000	25,740	はつり工	25	横ばい	無	無			1.3	未加入 公契約現場であることを知っている。説明も受けている	
93	9月20日	加治工	59	18	2次	労働者	15,000	30,420	溶接工	40	横ばい	有	有			1.5	加入 設計労務単価上昇を知っている。公契約現場であることも、知っている。説明も受けている。埼玉土建	
94	9月20日	左官	23	5	1次	職長	18,000	27,720	左官	45	下降	有	有			加入	千葉土建	
95	10月22日	研り工	28	12	3次		25,000	25,740	はつり工	50		有					設計労務単価上昇は知っている。公契約現場であることを知らない	
96	10月22日	電工	53	7	2次		25,000	27,090	電工	50	上昇	無					設計労務単価上昇は知っている。公契約適用現場であることも知っている。	
97	10月22日	施工管理	35	16	1次	職長				42		有		未加入	0.5	加入	設計労務単価上昇は知っている。公契約現場であることも知っている。作業工程が厳しい。	
98	10月22日	ダクト工	36	18	2次		24,300	24,300	ダクト工	60	上昇	有	有	加入	1.5	加入	設計労務単価上昇は知らない。公契約現場であることを知っている。説明も現場に入る時にされた。顔認証で現場に入っている。	
99	10月22日	電工	60	12	3次	事業主	23,000	27,090	電工		下降	有	無	加入	0.5		設計労務単価上昇は知っている。公契約現場であることも知っている。現場に入る際に説明を受けた。東京土建世田谷支部の組合員	
100	10月22日	警備員	70	20	1次	労働者	12,000	14,940	交通誘導警備員B		上昇	有	有			1	設計労務単価上昇は知っている。公契約現場であることも知っている。入る時に説明を受けている。	
101	10月22日	電工	27	6	1次	労働者	18,000	27,090	電工	40	上昇	有	有			1.5	加入 設計労務単価上昇は知っている。公契約現場であることも知っている。給与は40万+歩合	
102	10月22日	電工	50	15	3次	一人親方		27,090	電工	50	横ばい	有	無	加入		1	設計労務単価上昇は知っている。公契約現場であることも知っている。現場に入る際に説明を受けた。埼玉土建	



インターネット

